

平 戸 市 監 査 公 表 第 117 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 29 年 2 月 24 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

第 1 監査の対象

市民福祉部福祉保健センター

第 2 監査の期間

平成 28 年 11 月 10 日～11 月 11 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 27 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- ④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

- ① 公印の管理状況
- ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- ③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

1. 時間外勤務について

勤務状況（出退勤記録）において、平日休日を問わず、定められた勤務時間を大幅に超過した実態が見られた。

このことについては、上司による指導もなされているようだが、本人が自由に時間外に勤務することを認めるのではなく、本人の健康管理や施設の保安上からも必要な措置を講じる必要がある。なお、保健師の勤務状況については、産休1名、長期病休1名で代替職員の応募がない状態により正規職員5名及びパート職員2名で業務を遂行しており、過重な時間外勤務が見られる。

また、平戸市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に基づき、週休日に勤務を命ずる必要が生じ、同一週を超えて振り替えを行った結果、その週の正規の勤務時間を超えた場合に支給される25/100の割増給（時間外手当）について、制度を正しく理解していないことにより要求していない実態が見られた。

業務量の調整など適正な労務管理、制度の運用に努められたい。

【意見】

1. 特定健康診査実施状況について

受診率は、平成 24 年度の 55.8%を最高値として年々低下しており、平成 27 年度は 53.3%となっている。地区別を見ると平戸では 54.1%から 50.5%、生月では 62.7%から 59.4%、田平 49.8%から 50.9%、大島 76.6%から 78.3%となっており、平戸及び生月地区が顕著である。田平地区は、若干増加したものの従前から低い。このことは、保健センターによると、「受診率が高い世代である 70 歳代が国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行したこと、40 歳代から 50 歳代の受診率が低いことが要因としてあげられる。」としている。したがって、この現役世代の受診率向上が課題であり、さらなる啓発活動が求められる。一方、健康づくり推進員は市内 165 人が委嘱を受けており、活動として推進員研修や受診勧奨の戸別訪問が実施されているが、現状では、戸別訪問は各推進員まかせになっている。研修会の折には、戸別訪問のアンケート調査を行っているが、調査結果の活用が充分なされていないと思われる。訪問の確認を含めて、簡単なチェック表を作成するなど業務の改良が求められる。

第 6 むすび

平成 27 年度までの保健センター事業概要をみると、各事業において、高齢化に相対して対象者数、受診者数に変化はあるものの、特定健康診査事業を除いて全体的に各種健診等の受診率はやや上向きであり事業の進捗は見られる。また、各事業の内部評価及び課題の把握に努めており事業の成果も評価できる。

一方、職員実数が充足されていないとはいえ、一部過重な勤務時間が見られる。職員個々の労働時間を把握し、適切な労働配分を行い、適正な労働環境に努められたい。

保健事業は、健康で、健全な市民生活を送るうえで欠かせないものであるが、個々の生活に活気あるときはその重要性に気付きにくい。しかし、ひとたび高齢世帯や一人暮らし世帯の増加などにより市民生活に負担が強いられてくると、その成果を注視する傾向にある。

したがって、今後とも日常的に保健事業への啓発に努め、市民の健康維持・増進を支援する事業を継続的に取り組んでいただきたい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。